

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行に伴う水防法（昭和24年法律第193号）の改正により、必要な規定の整理を行うため、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 宅地建物取引業者が提供するよう努めなければならない情報を水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域に関する情報に改めることとします。（第29条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県流域治水の推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="219 339 647 384">第1条～第28条 省略</p> <p data-bbox="219 411 1097 504">(宅地または建物の売買等における情報提供)</p> <p data-bbox="219 564 1097 1110">第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する<u>浸水想定区域</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="219 1198 562 1243">第30条以下 省略</p>	<p data-bbox="1146 339 1574 384">第1条～第28条 省略</p> <p data-bbox="1146 411 2024 504">(宅地または建物の売買等における情報提供)</p> <p data-bbox="1146 564 2024 1110">第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する<u>洪水浸水想定区域</u>に関する情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1146 1198 1489 1243">第30条以下 省略</p>

議第 号

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する